

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険

病気やケガで働けなくなったときの

収入の減少に備えることができます

ポイント
1

- ・病気・ケガで働けない場合に給付金を受け取れます
- ・入院中だけでなく、所定の在宅療養で働けない場合も保障

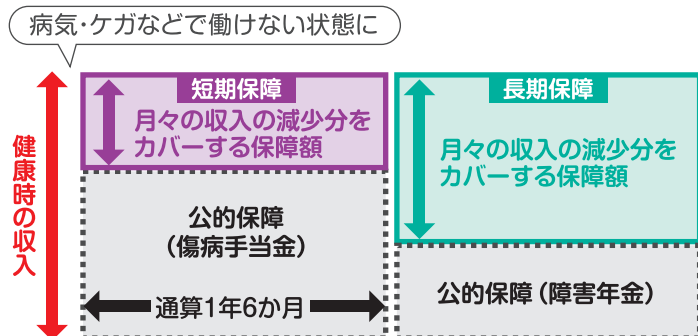
※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除く
※就労困難状態^(※1)に該当している場合
(※1) 就労困難状態の詳細については「契約概要」などをご確認ください

ポイント
2

働けなくなったときの公的保障をふまえ、
保障額をそれぞれ設定できます

※保障額は短期保障と長期保障で設定できます

[被用者保険^(※2)にご加入の方の場合]



(※2) 被用者保険とは、主に会社員などを対象とした全国健康保険協会健康保険(協会けんぽ)、組合健康保険(健康保険組合)、各種共済組合、船員保険を指します。

※上記は働けなくなったときのイメージです。公的保障については2022年1月現在の制度の概要を示しています。

さらに

病気やケガの治療、
メンタルヘルス、
公的保障などに関する悩みなどを
幅広くサポートします。



——ダックの——
カウンセリング
サービス

サービス提供事業者:
(株)法研、(株)ウェルネス医療情報センター



No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

給与 サポート保険

病気やケガで働けなくなったときに 月々の収入をサポートする給与サポート保険

特長

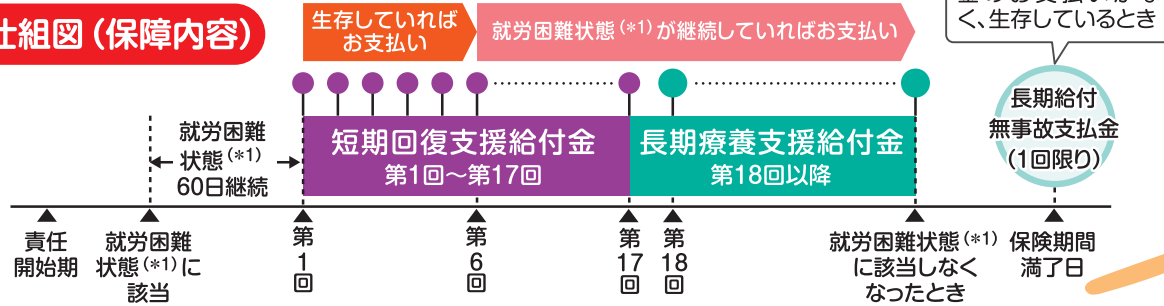
- 1 病気・ケガで働けない場合を保障します
- 2 働けない状態が続く限り、**保険期間満了まで**保障します

※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除く

※就労困難状態^(*)に該当している場合

(*) 就労困難状態の詳細については「契約概要」などをご確認ください

仕組図 (保障内容)



給付金など	お支払いする場合など	支払額
短期回復支援給付金	<第1回~第6回>つぎの①②両方に該当したとき ①病気・ケガを原因とした就労困難状態 ^(*) に該当する状態が60日継続したと医師によって診断されたとき ②つぎのいずれかの日に生存しているとき ・第1回:①に該当した日の翌日 ・第2回~第6回:第2回から第6回までの支払基準日 ^(*) <第7回~第17回>支払基準日 ^(*) に就労困難状態 ^(*) が継続していると医師によって診断されたとき	短期回復支援給付金月額
長期療養支援給付金	<第18回以降>支払基準日 ^(*) に就労困難状態 ^(*) が継続していると医師によって診断されたとき	長期療養支援給付金月額
長期給付無事故支払金	<保険期間満了時>つぎの①②両方に該当したとき ①保険期間が満了したときに被保険者が生存しているとき ②保険期間中に長期療養支援給付金が支払われなかったとき	長期療養支援給付金月額と同額 (1回限り)

(*) 就労困難状態や^(*) 支払基準日の詳細は「契約概要」などをご確認ください。

※精神障害や妊娠・出産などによる就労困難状態はお支払いの対象とはなりません。

商品概要・取扱規程

販売名称	病気やケガで働けなくなったときの 給与サポート保険	解約払戻金	なし
保険期間・保険料払込期間	60歳満期/65歳満期	契約者配当金	なし
契約可能年齢*	満18歳~満60歳	給付金月額の範囲	短期回復支援給付金:月額5万円~20万円 長期療養支援給付金:月額5万円~40万円 ※契約限度などは「契約概要」をご確認ください。

*保険期間・保険料払込期間により、契約可能年齢が異なります。

注意事項 就労困難状態に該当して給付金のお支払い対象となる場合も、引き続き保険料のお払込みは必要です。

記載の保障内容は2022年3月1日現在のものです。
 このご案内は「病気やケガで働けなくなったときの 給与サポート保険」の商品概要を示しています。
 詳細は「契約概要」などをご確認ください。

お問い合わせ、お申込みは

<引受保険会社>

<募集代理店> (アフラックは代理店制度を採用しています)

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル
 URL <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
 コールセンター **0120-5555-95**